

## 第2章 各論

### 第1節 歴史環境

本市は古都としての歴史的経緯から量的にも質的にも豊富な文化財が存在しています。特に東大寺や春日大社をはじめとする世界的な歴史的文化遗产とそれらを包み込む春日山原始林や奈良公園などの自然は、奈良市の象徴ともいえます。

この恵まれた歴史環境を保全し、活用していくことが重要です。

#### 1 世界遺産等の保護と啓発

平成12年4月から「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」を施行し、世界遺産の周辺をアイドリング・ストップ促進重点地域に指定し、この区域での駐車時の unnecessary 自動車のエンジンの稼働の停止を推進しています。

これらの区域でのアイドリング・ストップを推進するために、春日大社、薬師寺、唐招提寺の駐車場に乗務員休憩所を設置しています。

(表-2, 1) 世界遺産登録(8資産群)の内容

資産名称	内容
東大寺	聖武天皇の発願で建立された官寺で、金堂(大仏殿)南大門など(正倉院正倉を含む)8棟の国宝と18棟の重要文化財を登録。なお、大仏も金堂と一体として登録。
興福寺	藤原氏の氏寺として建立された寺。北円堂、五重塔など国宝4棟と重要文化財2棟を登録。
春日大社	神の降臨する山として神聖視されていた御蓋山のふもとに、藤原氏の氏神を祀った神社。本社本殿の国宝4棟と重要文化財27棟及び史跡春日大社境内を登録。
春日山原始林	841年に伐採が禁止されて以来、御蓋山とともに春日大社の社叢として保護されてきた原始林。社殿と一体となって形成されてきた大社の文化的景観を構成する資産である。特別天然記念物春日山原始林に指定されている。
元興寺	6世紀に蘇我馬子が造営した飛鳥寺が平城京に移され元興寺になった。極楽坊本堂、禅室の国宝2棟及び重要文化財1棟を登録。
薬師寺	天武天皇の発願で建立された官寺で、東塔、東院堂の国宝2棟、重要文化財4棟を登録。
唐招提寺	戒律を学ぶための寺として唐僧・鑑真が759年に創建した寺。金堂、講堂など国宝5棟と重要文化財1棟を登録。
平城宮跡	平城京の北端に位置する宮城跡で、国の政治や儀式を行う大極殿や朝堂院、天皇の居所である内裏、役所の遺跡。特別史跡平城宮跡に指定されている。

#### 2 文化財の指定と保護

文化財調査をもとに奈良市において歴史上、芸術上又は学術上価値の高いものを市指定文化財に指定し、その保護を図っており、平成15年3月現在、指定件数は114件を数えます。

また、市内に所在する国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財の所有者等が行う保存修理等の文化財保存事業について補助金を交付しています。

なお、平成15年3月31日現在の市内所在の文化財は、次のとおりです。

(1) 指定文化財 965 件

(表 - 2 , 2 ) 指定文化財の内容

単位:件

分 類		国 指 定			県指定	市指定	総数	
有 形 文化財	建 造 物 ( )内は棟数	国宝 30 (34)	重要文化財 70 (105)	計 99 (139)	37 (53)	23 (28)	159 (220)	
	美 術 工 芸 品	絵 画	" 10	" 62	" 72	10	28	110
		彫 刻	" 45	" 209	" 254	31	23	308
		工 芸 品	" 27	" 109	" 136	12	6	154
		書跡典籍 古 文 書	" 9	" 102	" 111	7	4	122
		考古資料	" 4	" 14	" 18	0	3	21
	歴史資料	" 0	" 5	" 5	1	2	8	
小 計	国宝 125	重要文化財 571	計 695	小計 98	小計 89	小計 882		
無形文化財		重要無形文化財			1	1	0	2
民 俗 文化財	有形民俗文化財	重要有形民俗文化財			1	4	4	9
	無形民俗文化財	重要無形民俗文化財			2	6	3	11
記 念 物	史 跡	特別史跡 2	史跡 24	計 26	2	7	35	
	名 勝	特別名勝 1	名勝 5	計 6	0	0	6	
	天然記念物	特別天然記念物 1	天然記念物 4	計 5	4	11	20	
小 計	特史名天 4	史名天 33	計 37	小計 6	小計 18	小計 61		
総 数		736			115	114	965	

合計件数が国宝及び重要文化財の各件数の和と一致しないのは、1 件に国宝・重文の両方を含むものがあるためである。

(2) 登録有形文化財（建造物） 40 件[7 か所]

(3) 選定保存技術 4 件[国 4 件、県 0 件]

3 歴史的風土の保存

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地域を有する京都市、奈良市、鎌倉市等古都において、歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然環境と一体となして古都における伝統と文化を具現、形成しているところの歴史的風土を保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法が制定されており、同法第 4 条の規程により歴史的風土保存区域が指定されています。

さらに、歴史的風土保存区域の内、歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域について、同法第 6 条及び都市計画法第 8 条の規程により歴史的風土特別保存地区が定められています。

(表 - 2 , 3 ) 歴史的風土保存区域

単位 : ha

地 区 名	昭和 41 年 12 月 14 日指定	昭和 57 年 10 月 30 日変更
春日山	1,743	1,743
平城宮跡	910	919
西ノ京	114	114
合 計	2,767	2,776



## 5 都市景観形成地区建造物保存整備補助

市内の伝統的町並みを保存するため、昭和 63 年から町並み保存事業費補助金交付要綱により補助を行ってきましたが、交付要綱を見直し平成 6 年 3 月 25 日付けで都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱を定め、地区内における伝統的な様式等の修理事業と修景事業に対し、補助を行っています。

(表 - 2 , 5 ) 都市景観形成地区届出・補助件数

年度	届出件数	補助件数		
		修理	修景	修理・修景
昭和 63 年度 ～ 平成 5 年度		20	21	1
平成 6 年度	37	7	6	0
平成 7 年度	31	10	2	0
平成 8 年度	48	13	4	2
平成 9 年度	34	12	6	0
平成 10 年度	39	7	6	1
平成 11 年度	38	6	5	1
平成 12 年度	28	7	7	0
平成 13 年度	22	10	0	0
平成 14 年度	23	7	3	0